

小藩における社会統計の試み

—周防徳山藩「御蔵本日記」を読む—

吉積久年

序

萩藩三六万石の支藩、周防徳山藩四万五千石の藩政史料が、山口県文書館に一括寄託されている。同じ寄託架蔵の萩藩藩政史料が「毛利家文庫」と称されるのに準じて、「徳山毛利家文庫」と呼ばれている。毛利家文庫の多くが、後世の編綴を経たものであるのに対し、徳山毛利家文庫のものは、そのほとんどが原本である。しかも、日記の類が多分に遺っている。

その中で、元禄元年（一六八八）十一月から慶応四年（一八六八）四月までの一七〇年余分、一一六六冊（一冊は年月不詳）をも数えて抜群なものに、「御蔵本日記」がある。袋綴じ、簿冊形式で、後世、二ヶ月分を一冊に綴じ改めたものが多い。ただし、徳山藩は、本藩との軋轢から改易に甘んじたときがあり、この事情からか、当該日記の残存率が改易前後で大いに異なる。つまり、改易の正徳六年（一七二六）以前は、間欠の度合いが高い。元禄期（一六八八～一七〇三）では、十二・十三年の二年分を全く欠き、残存率は三〇%にとどまるし、宝永・正徳期（一七〇五～一四）でも正徳五・六年分は皆無で、残存率は三六%どまりである。

これに対し、享保四年（一七一九）再興後の享保期（一七一九〜三五）になると八六%にも跳ね上がる。明治元年まで、改易中を除外した全体の残存率は、全二二六ヶ月に対し一七八ヶ月分が残るから八二%余りとなる。天保期（一八三〇〜四三）だけが一〇〇%残る。また、明和・安永期（一七六四〜八〇）については、損傷が著しく現状では目を通しがたいものが一部あり、一七四九ヶ月分が閲覧可能ということになる。

さて、筆者の心をとらえて止まず、一千有余もの簿冊の山に踏み入らせ続けてやまなかったのは、その記載内容の大変な豊かさにある。蔵本とは、藩の政務局を指し、記述内容は「当職」つまり城代家老のもとに寄せられた決裁事項や報告事項を主要とするもので、領内百般に及び得る内容を持つ。日記は、まず当職の出勤の有無、つまり動静から書き出される。家臣の生死や朱肉の補給、取り替えまで記されることがある。

ただし、決裁事項は、藩主決裁に譲るものなどは勿論、町奉行や代官などに委ねられるものは圏外となるため、例えば、家臣に関する事項にあつては、対象が下級武士にとどまるし、町在に関しては年寄・庄屋などの役人に限られる。なお、事件や事故などの報告事項は、右の制約を受けるのではなく、ここに本史料の魅力が存している。

また、一七〇年余という年月の間には、蔵本自体の機能や役割に変化があつたことは事実で、記述内容や記述対象に変動があつたことも承知しておかなければならない。しかのみならず、日記という性格上、後刻、後日の記述となるわけであるが、時間の制約や非常などによって、後刻書き継ぐつもりで結局果たせなかつた場面が多分にあつたように見受けられる。事実、次日の書き出しまで数丁にもわたつて筆が卸されていない空白箇所が多く散見される。

以上の条件が課される中で、比較的継続して書き継がれていると判断した社会状況や世相を強く映し出していると考えられる事項・事象に着眼し、抽出して社会統計を試みるものである。なお、各統計で時代状況を炙り出し易くするため、元禄期、宝永・正徳期、元文〜寛延期などのように十数年を一応の目安に年号でくくって整理することとした。徳山藩領は、今日の行政区画でいえば周南市を中心し、東は下松市、西は防府市東端（富海）とし、無論、南は瀬戸内海に面して、大津島や野島などの島々を擁していた。海には面するものの平野はいたつて少なく、山と海とが対峙する。海沿いを東西に西海道、つまり山陽道が走り、福川（周南市）を第一として宿駅が並んでいた。以上のほか、日本海側に大井（萩市）と奈古（阿武町）の飛び地があつた。よつて立つ産業は、稲作を第一としながら山間部の須万村（周南市）などでは製紙が盛んに行われた。これ以外に特筆大書される産業は見いだしがたく、海に面しながら大浦に格付けされるところもなかつた。

徳山藩領の人口

データは少ない。古くは、元禄七年（一六九四）の領内町在人数付並牛馬付届と家来人数届で、前者によると、町方七四九四人、在方一万五六七〇人の計二万三二六四人。馬六四五疋、牛二三七六疋、社一九宇、寺八二ヶ寺。後者は、侍大小身三三六人、足軽・中間四五三人、人足一一〇人、社寺家一六人の計九一五人を書き上げる。両者併せて、二万四〇七九人となる（『徳山藩史』、昭和三九年『徳山市史史料 上』所載）。

宝暦三年（一七五三）の徳山毛利家文庫「当職方日記」九月二十四日の条に、宗門究めの結果が書き留められている。家来人数男女計三九七二人、町方一万三七四人（元禄七年比二三八%）、在方二万二六五六人（同一四五%）、寺社方九八一人などの内訳で総人数三万七九八三人（史料には惣人数三万七七八七人とある）である。

家中と寺社家に目に余る大差が認められるが、これは元禄七年の
 家来人数に女性をはじめ家族の人数が含まれていないためや、寺社
 家もごく特定者に限られているためと考えられる。

毎年九月に宗門究めが実施されたことが当該日記で確かめられる
 が、その集計結果を書き留めた例はごく稀である。また、書き留め
 られていても内訳が記されない場合もあって、これらの数字を単純
 に比較することは慎まなければならないと考える。それでも、およ
 その傾向を窺う案内役にはなるはずで、十二年分にしかならないが、
 それをまとめたのが表1である。この約一七〇年間、宝暦期に停滞
 を見ながらも、大勢的には明らかに増加傾向を形成しており、およ
 そ倍増したらしいことが推測される。

殺人と騒擾

当該日記は、一七四九ヶ月分を見ることができ、未遂も含む
 殺人事件（無理心中と考えられる事案は自殺として取り扱った）に
 関する記述は、二〇件にも満たない。元禄期四件、享保期・元文期

表1 徳山藩領の人口推移

年号(西暦)	内 容	出 典
元禄 7 (1694)	家来人数 915人	領内町在人数付並牛馬付 届、家来人数届
	町在人数23,164人(町方7,494人、在方15,670人)	
	計 24,079人	
正徳 4 (1714)	領内宗門究惣人数 29,604人	御蔵本日記(9/11)
享保19(1734)	家中領内宗門究惣人数 32,803人	御蔵本日記(9/26)
延享 4 (1747)	家来領内宗門究惣人数 39,560人	寺社町奉行所日記(9/24)
宝暦 3 (1753)	惣人数 37,983人 (うち家中3,972人)	当職方日記(9/24)
宝暦13(1763)	宗門改人数 37,647人	御蔵本日記(10/11)
安永 2 (1773)	領内宗門究惣人数 39,075人	御蔵本日記(安永3年3/18)
寛政 4 (1792)	領内惣人数 39,772人 (*家中含まず)	徳山領内惣人数付
寛政 7 (1795)	領内宗門惣人数 42,823人	御蔵本日記(12/10)
文化元(1804)	領内惣人数 40,892人 (*家中含まず)	徳山領内惣人数付
文化13(1817)	領内惣人数 44,281人 (*家中含まず)	徳山領内惣人数付
天保 5 (1834)	領内惣人数 47,214人 (*家中含まず)	徳山領内惣人数付

各三件、寛保期二件、宝暦・明和・文化・文政・天保・嘉永の各期各一件という内訳^②。

この中には、強盗・追い剥ぎ殺人事件の五例が含まれ、計五人（男性二人、女性三人）が犠牲になっている（享
 保・元文・天保期）。町年寄の酒狂による殺人未遂事件（寛保期）や風症を患い高熱続きだった村の若者が、脇差を
 もって隣家を襲い、同家の夫人をあやめた事件（元禄期）、乞食暮らしの女性が三〜四歳のわが子を砂埋めにしたと
 いう事件（同）、町方の人妻が姑を殺して逐電した事件（寛保期）^③。

また、特異な事件として、六歳の男児二人が二歳の男児の首を葛で括った上、砂に埋めたというものがある（元禄
 期）^④。

社会に対する異議申立の象徴といえるものに一揆、つまり直訴や徒党強訴がある。近日の総括的研究成果として
 「山口県百姓一揆総合年表」^⑤があるが、これを照合して当該日記で別途確認できたものを補ったのが表2である。

藩領内を覆い尽くすような騒擾は認めにくい。享保七年（一七二二）の町在併せて二千人に及ぶ当職方への強訴が
 最大規模といえる。これは、改易再興後の藩の行く末について、再興時の藩主が僅々二年ほどで二十歳に満たずして
 他界、代わった藩主も弱冠十歳余り、しかもこれを支える家老衆も年若いとして、改易で引退を余儀なくさせられた
 元の家老の復職と、享保元年十二月、再興を訴えて町在四七〇〇人ほどが萩を目指した事件の首謀者の釈放を求めて
 騒ぎ立てたもの。

萩藩領で全領を席卷した騒擾に天保二年（一八三二）の大一揆があるが、徳山領内西方の夜市村（周南市）などで
 打ち毀し等が発生したものの、徳山藩領の場合、その余波は限定的であった。なお、須万村での発生件数五件とい
 のが目立つ。記述した享保七年の強訴事件においては、徳山への繰り出しには及ばなかったけれども、それは「須萬

表2 徳山領内騷擾一覽 (元禄元年以降)

年号(西暦)	月日等	発生地	形態	概	要
元禄8年(1695)	?	山田村	徒党	521徒党者入年のところ赦免	
正徳4年(1714)	11.10	須万村	強訴	百姓370人余が、紙仕法改正について徳山に出訴	
享保7年(1722)	12.13~16	徳山村ほか	強訴	徳山・富海・大道理・生野屋・河内村ほかの百姓・町人計2千人余、当役方へ	
享保12年(1727)	夏	瀬戸村	直訴	紙焼百姓、享保10年紙仕入銀につき庄屋不正と称し徳山へ、124百姓6人に過料として夫役を課す。	
享保15年(1730)	冬	菜巻村ほか	直訴	菜巻・温見・生野屋・瀬戸村、借銀利相につき徒党強訴、享保16年4月関係者11人野島流罪や領払いの処分	
享保17年(1732)	?	須万村	徒党	大谷の百姓19人、畔頭を訴え	
寛延元年(1748)	2.10	譲羽村	直訴	百姓20人蔵本へ、借米銀につき庄屋と対立、百姓無罪、庄屋・畔頭還禁	
宝暦2年(1752)	2.7~9	奈古村	強訴	百姓約55人榎植付問題につき徳山へ押出さんとし、赦で説得される。	
宝暦5年(1755)	正.12	須万村	徒党	百姓ら宮ノ原八幡宮へ集結、徳山へ押出す勢い、役人派遣翌日鎮静	
安永7年(1778)	夏	須万村	強訴	821主謀者2人入牢 (請紙仕入銀の増額などにつき百姓、徳山へ押出す)	
安永9年(1780)	3.15	温見村	直訴	百姓1人代官所へ	
天明7年(1787)	正.21	馬島	直訴	百姓俸、近年米進・借財等あり困窮につき蔵本へ、3/11父子ともに尊退去の処分	
々	6.8~9	下依新町	打毀	少年ら米屋3軒へ投石等の狼藉	
寛政11年(1799)	5.一	富田村	直訴	百姓、箱島刈草問題につき徳山へ、寛政12年4/13庄屋罷免などの処分	
寛政12年(1800)	正.23	山田村	強訴	百姓68人生野屋村まで押出す。光円寺、生野屋村庄屋、久保・岡市年寄役が制止	
々	?	大道理村	強訴	9/20庄屋罷免の強訴百姓7人処分、9晦うち3人流罪	
享和2年(1802)	2.27	東豊井村	強訴	3/29於客屋吟味宛め、5/3村退去・流罪などの処分等	
文化3年(1806)	春	大向村	強訴	12/4忠八廻百姓お答、12/26赦免	
文化4年(1807)	11.3	大道理村	直訴	百姓五郎左衛門代官所へ	
文化7年(1810)	9.4	富海村	強訴	戸田村赤坂を押出す、1/20徒党16人が客屋お究、文化8年2/16流罪の処分	
天保元年(1830)	9.3	東豊井村	狼藉	百姓、宮淵干鵜場へ出て狼藉	
天保2年(1831)	9.2	夜市村ほか	打毀	百姓共打毀57軒、10/18流罪等の処分	
々	11.晦	須万村	騷擾	百姓共騒立て、12/6燹畑の2名入牢	
天保3年(1832)	6.18	徳山	騷擾	騒動の風聞につき萩より代官と田付が出役	

[注] ○印は、三宅紹宣・佐藤省吾「山口県百姓一揆総合年表」に掲載されていることを示す。

(万) 其外遠在之ものは大雪大水にて未来越「(十二月十四日の条)と記されているように、気象条件に阻まれたに過ぎなかったのである。

捨子

約一七〇年間の捨子の累計は、表3に見るとおり八八人である。年間四人が最高で、享保十七年(一七三二)・寛政八年(一七九六)・天保八年(一八三七)が該当するが、享保十七年は翌年の三人ともども大飢饉下の発生である。天保八年も大凶作下の発生である。享保十七年十一月十四日、徳山城下の町人姉弟(七歳と三歳)が同時に捨てられたという例(十一月十八日の条)があるが、複数同時の捨子はこれを唯一とする。

日記は、概ね性別と見かけの年齢を書きとどめている。それをまとめたのが表4である。男女差は認められない。○歳児の捨子が年齢判明分の約四割、三〜五歳児が約三割を占める。また、元禄期の発生率の高さが目につく。捨て場所について見てみると、八八例中、在方三八例、町方六二例である。町方も徳山城下とそれ以外に分けてみると、三五例と二七例になる。城下での発生が高く、元禄期は全て城下での発生である。

寛保二年(一七四二)、徳山藩主毛利家の菩提寺である大成寺近辺で相次いで二件発生(二月十九日の条)したのを嚆矢として、天保八年(一八三七)まで捨て場所に寺院が選ばれた例がやや目立ち、計一〇人を数える。このほか、仏堂に捨てられた例も四人ある。

捨てられた状況を子細に書きとどめた条がある。

表3 行倒・欠落・自殺・捨子の統計

[注1] 欠落の括弧には、件数が明確でない「+α」を含む。
 [注2] 元禄12・13年、明和3・4年、文化12年は日記が全く遺存しないし、正徳5年～享保3年は徳山藩が改易に遭っている。
 [注3] 慶応元年～明治元年については、記載が認められない。

年号(西暦)	行倒 人	欠落 人(件数)	自殺 人	捨子 人	計 A 人	日記 残存月数B	A/B
寛延2(1749)	3	14+α(8)			17+α	12	1.41
3(1750)	1	2+α(1)			3+α	12	0.25
小計	68	73+α(46)	14	7	162+α	168	0.96
宝暦元(1751)	4	17(7)	1	1	23	10	2.30
2(1752)	2	4(4)			6	10	0.60
3(1753)		1(1)		1	2	12	0.17
4(1754)		2(2)	1		3	11	0.27
5(1755)	1	3(3)			4	10	0.40
6(1756)	9	2(2)			11	9	1.22
7(1757)	9	1(1)			10	10	1.00
8(1758)					0	12	0
9(1759)		3(2)	2		5	13	0.38
10(1760)		5(5)			5	12	0.42
11(1761)	1		1		2	12	0.17
12(1762)	1	1(1)	1	1	4	10	0.40
13(1763)		9+α(3)			9+α	12	0.75
小計	27	48+α(31)	6	3	84+α	143	0.59
明和元(1764)		3(3)	1	3	7	11	0.64
2(1765)	1				1	12	0.08
5(1768)	1	9(3)	2	1	13	12	1.08
6(1769)	7	1(1)	2		10	12	0.83
7(1770)	4		1	1	6	10	0.60
8(1771)	3			1	4	6	0.67
安永元(1772)		5(3)			5	3	1.67
2(1773)	2	5(5)	2	1	10	10	1.00
3(1774)	3	6(3)	3	1	13	12	1.08
4(1775)	3	11+α(4)	1	1	16	11	1.45
5(1776)					0	2	0
6(1777)	4	2(2)	2		8	12	0.66
7(1778)	4	10+α(8)	1		15+α	10	1.50
8(1779)	1	5(5)		1	7	11	0.64
9(1780)	2	10(9)	1		13	8	1.62
小計	35	67+α(46)	16	10	128+α	142	0.90
天明元(1781)					0	13	0
2(1782)	1	11+α(9)			12+α	12	1.00
3(1783)	1	12(9)	1		14	12	1.17
4(1784)	37	12(8)	1	2	52	13	4.00
5(1785)	11	3(3)		1	15	12	1.25
6(1786)	6	3(3)			9	13	0.69
7(1787)	14	5(4)		3	22	12	1.83
8(1788)	2	3(3)			5	8	0.63
寛政元(1789)	4				4	8	0.50
2(1790)		5(4)			5	12	0.42
3(1791)	3	5(5)			8	11	0.73
4(1792)		5(5)		2	7	12	0.58
5(1793)		1(1)	2	1	4	12	0.33
6(1794)	1		1		2	11	0.18
7(1795)	1	4+α(2)			5	12	0.42
8(1796)	1	2(2)	1	4	8	12	0.67
9(1797)	2	10(7)	2		14	13	1.08
10(1798)	1	6(3)	2		9	12	0.75
11(1799)	1	2(2)	1	1	5	12	0.42
12(1800)	3	11(3)	3	1	18	13	1.38
小計	89	100+α(73)	14	15	218+α	235	0.93
享和元(1801)		2+α(2)			2+α	11	0.18
2(1802)	1	6(3)	3	1	11	12	0.92
3(1803)	3	7(4)		1	11	13	0.85
文化元(1804)	3	6+α(5)			9+α	12	0.75
2(1805)	2	6+α(6)	2	1	11+α	13	0.85
3(1806)	1	2(2)	2	1	6	12	0.50
4(1807)	1	1(1)	5	1	8	12	0.67

年号(西暦)	行倒 人	欠落 人(件数)	自殺 人	捨子 人	計 A 人	日記 残存月数B	A/B
元禄元(1688)	1	1(1)			2	1	2.00
2(1689)		2(1)	3		5	7	0.71
3(1690)	2	18(8)	1	1	22	7	3.14
4(1691)	1			1	2	1	2.00
5(1692)		8(2)	1		9	5	1.80
6(1693)	1		2		3	2	1.50
7(1694)	1	6(1)	3	1	11	6	1.83
8(1695)	1	6(6)	2		9	4	2.25
9(1696)	3	10(5)		1	14	6	2.33
10(1697)		1(1)	1		2	2	1.00
11(1698)	3		1	1	5	4	1.25
14(1701)	1		1		2	8	0.25
15(1702)				1	1	5	0.20
16(1703)	1				1	2	0.50
小計	15	52(25)	15	6	88	60	1.47
宝永元(1704)	1	1(1)			2	1	2.00
2(1705)	5		1		6	8	0.75
3(1706)		5(3)	1		6	7	0.86
4(1707)	1				1	2	0.50
5(1708)					0	2	0
6(1709)		5(5)	2		7	9	0.78
7(1710)		2(2)			2	3	0.67
正徳元(1711)			2		2	4	0.50
2(1712)			2		2	6	0.33
3(1713)		4(2)	2		6	5	1.20
4(1714)	1				1	4	0.25
小計	8	17(13)	10	0	35	51	0.68
享保元(1719)	1				1	1	1.00
5(1720)	1	1(1)	3		5	12	0.42
6(1721)	1	1(1)			2	12	0.17
7(1722)	5	8(2)	4	1	18	12	1.50
8(1723)	4	1(1)	1		6	12	0.50
9(1724)	2		1		3	12	0.25
10(1725)		1(1)	1		2	9	0.22
11(1726)		3(3)	2		5	12	0.42
12(1727)	8	5(3)	1	3	17	13	1.31
13(1728)		9(4)	2		11	12	0.92
14(1729)	2	10(4)			12	13	0.92
15(1730)	3	1(1)	1		5	11	0.45
16(1731)	5	8(4)	3		16	12	1.33
17(1732)	40	1(1)	2	4	47	13	3.62
18(1733)	106	9(9)	2	3	120	12	10.00
19(1734)	3		2		5	10	0.50
20(1735)		1(1)	1		2	11	0.18
小計	181	59(36)	26	11	277	189	1.46
元文元(1736)	1	4(4)	1		6	12	0.50
2(1737)	2	1(1)			3	13	0.23
3(1738)		3(3)			3	12	0.25
4(1739)	1	1(1)	1		3	12	0.25
5(1740)	1	2+α(2)			3+α	11	0.27
寛保元(1741)	3	2(2)	1		6	10	0.60
2(1742)	5	1(1)	3	3	12	10	1.20
3(1743)	6	6+α(6)		1	13+α	10	1.30
延享元(1744)	7	11(6)			18	9	2.00
2(1745)	3	2(1)	1		6	10	0.60
3(1746)	24	12(5)	2	1	39	12	3.25
4(1747)	7	1(1)	1	1	10	10	1.00
寛延元(1748)	4	11+α(4)	4	1	20+α	13	1.54

年号(西暦)	行倒人	欠落人(件数)	自殺人	捨子人	計A人	日記残存月数B	A/B
文化5(1808)	2	1(1)	2		5	13	0.38
6(1809)	4	5+α(4)			9+α	12	0.75
7(1810)	3		2		5	12	0.42
8(1811)		5(4)	5	1	11	13	0.85
9(1812)	3	2(2)	4	1	10	12	0.83
10(1813)	1	7(2)	5		13	13	1.00
11(1814)	1	1+α(1)			2+α	8	0.25
13(1816)	1	5(1)	1		7	8	0.88
14(1817)	1	12(5)	1		14	12	1.17
小計	27	68+α(43)	32	7	134+α	188	0.71
文政元(1818)	1	5+α(4)			6+α	12	0.50
2(1819)	3	1(1)	1		5	13	0.38
3(1820)	6	2(2)	2		10	12	0.83
4(1821)	4	2(2)	1	1	8	12	0.67
5(1822)	1	1(1)	1		3	13	0.23
6(1823)	3	6(1)	1		10	12	0.83
7(1824)	1	7(3)	2		10	13	0.77
8(1825)					0	12	0
9(1826)	1			1	2	8	0.25
10(1827)	1		2		3	13	0.23
11(1828)				1	1	11	0.09
12(1829)	1	1(1)			2	12	0.17
小計	22	25+α(15)	10	3	60+α	143	0.42
天保元(1830)					0	13	0
2(1831)	1			1	2	12	0.17
3(1832)	3	1(1)	2	1	7	13	0.54
4(1833)	1	3(3)	2	1	7	12	0.58
5(1834)	2	2(2)			4	12	0.33
6(1835)	1	1(1)			2	13	0.15
7(1836)	4	3(1)	1	2	10	12	0.83
8(1837)	31	6+α(6)		4	41+α	12	3.42
9(1838)	8	26(10)	2		36	13	2.77
10(1839)	22	3(3)	1	2	28	12	2.33
11(1840)	5	7(3)	3		15	12	1.25
12(1841)	4	4(4)	2	1	11	13	0.85
13(1842)	3	2(1)	3		8	12	0.67
14(1843)		2(2)	2		4	13	0.31
小計	85	60+α(37)	18	12	175+α	174	1.01
弘化元(1844)		1(1)	1		2	12	0.17
2(1845)		3(2)	2		5	12	0.42
3(1846)	1		1		2	13	0.15
4(1847)					0	12	0
嘉永元(1848)	2	1(1)			3	12	0.25
2(1849)	1		1		2	13	0.17
3(1850)	3	6+α(4)	1	2	12+α	12	1.00
4(1851)	13	6(4)	3	1	23	12	1.92
5(1852)	3	7+α(4)	3		13+α	13	1.00
6(1853)	2			1	3	12	0.25
安政元(1854)	3	4(4)			7	13	0.54
2(1855)		1(1)		2	3	12	0.25
3(1856)	1		1	1	3	11	0.27
4(1857)	2	1(1)	2	1	6	11	0.55
5(1858)		2(2)		1	3	12	0.25
6(1859)	2	2+α(2)	2		6	12	0.50
万延元(1860)	3	12(6)	2	1	18	13	1.38
文久元(1861)	5	8+α(4)	2	2	17+α	12	1.42
2(1862)	6	1(1)	1		8	13	0.62
3(1863)	3				3	12	0.25
元治元(1864)	4		1	2	7	12	0.58
小計	54	55+α(37)	23	14	146+α	256	0.57
合計	611	624+α(402)	184	88	1,507+α	1,749	0.86

表4 捨子の性別・年齢状況

期 間	男 児						女 児						合計A	日記残存月数B	A/B		
	0歳	1-2歳	3-5歳	6歳~	不明	計	0歳	1-2歳	3-5歳	6歳~	不明	計					
元 禄(1688~1703)	1		2			3			2			2			6	60	0.1
宝永・正徳(1704~1714)						0									0	51	0
享 保(1719~1735)		1	1			2		1				5		4	11	189	0.058
元文~寛延(1736~1750)			1		2	3		1				1		3	7	168	0.042
宝 暦(1751~1763)			1			1		1				2		2	3	143	0.021
明和・安永(1764~1780)					1	4		2				4		2	10	142	0.070
天明・寛政(1781~1800)			1		3	7		1				5		3	15	235	0.064
享和・文化(1801~1817)					1	1		2				4		2	7	188	0.037
文 政(1818~1829)						0		1				2		1	3	143	0.021
天 保(1830~1843)			1			3		3				7		2	12	174	0.069
弘化~元治(1844~1864)			3		1	10		2				3		1	14	256	0.055
計	13	7	12	1	1	34	13	7	10	1	35	19	88	1,749	0.050		

「畠に埋有之女ノ捨子老人、麦畦掘くほめ、東ノ方へ頭(つむぎ)へ向、上に単物かふせ、土掘懸、顔之上小麦かふ差置有之(中略) 去秋比之出生之様に相見、破綿入老ツ、浅黄古単物老ツ身に着せ有之、古単物老ツは上にかふせ有之候由」これは、明和七年(一七七〇)二月二十一日の記事で、発生場所は徳山村北山。

「死体之生子、破物に包、縄に而結び捨有之」とは、安永九年(一七八〇)十月二十七日の条に見えるもので、ところは下上村(周南市)。

捨子の発見後の取り扱われ方について、いくつかの例を挙げてみる。寛保三年(一七四三)七月十一日、徳山橋本丁の商家前に捨てられた二歳ばかりの女兒の場合、その商家の五人組預かりとなり、同丁内十人もの乳呑み児持ちの母親たちが乳を与え続けたと記される。が、この話には後日談があり、数日後、親元が判明して親の兄弟筋に養育が委ねられることになったのだが、委ね先が貧窮だとして藩府は米二俵をあてがっている。親元が判明しないときは、仮養育中に引受先探しが行われ、養育者が定まると、その者に米二俵ほどが支給されている。この制度は、天明期ごろ、十八世紀後半に定着したように窺われる。

享保十六年(一七三一)四月十九日の記事に、溯る十年前の師走に捨てられた百姓の子の養育にまつわる一件が書き留められている。嫁して一子をもうけながら、実家へ戻る運命を背負った女性の選んだ手段が捨子だったわけだが、藩府の裁きは、子供を女性とともに女性の実家預かりとし、養育費として最初は年に銀一五匁、後年には大麦一斗の供与を嫁ぎ先に命じるものだった。そして、十年後、子供も十一歳に成長し世話もいらなくなったとして、母子とも実家に遣わす旨の裁断を下したことを書き留めている。

文久元年(一八六一)五月九日の条。去る二月二十九日、西沖原(徳山)で友吉六歳が捨てられ、「軒別廻し養育」の命で養っていたところ親が名乗り出たという話。父親は、芸州佐伯郡(広島県)の出で三十四歳、九歳の娘とともに親子三人して九州へ向かう途中、病を得たため足手まといになって捨てたと言い、厚狭(山口県山陽小野田市)辺まで赴いたところで病い全快のため引き取りに戻ってきたという。

「当年より知行半地に相成、大いに込入候」などとしたためられた封書とともに捨てられた三歳男児の話がある。安政五年(一八五八)十月二十九日の条に見える記事で、東豊井村(下松市)で発生した捨子。封書には、男児の出生年月日(安政三年三月十八日)も書き付けられていた。文面から親が武家であることが明らかである。

自殺

未遂も含むし、かつ、徳山藩領内で発生した事案は全て含むこととし、よって他藩領者の自殺も勘定に入れることになる(表5)。計一八四人の自殺者数。日記残存月一七四九ヶ月で割ると、月当たり〇・一人となる。一年十二ヶ月と換算した場合、年間一・二六人、徳山藩領内の人口を四万人としたならば、人口一〇万人当たりの自殺率は三・一六人という試算になる。^①

元禄期一四年間(元禄十二・十三年の日記は欠失)の計一五人は多いと断言できる。日記残存率が三〇%の中で、年平均一人以上の自殺者、月当たり〇・二五人もの高さになる。既述した元禄七年の町在人口二万三六四人をもとに、人口一〇万人当たりの自殺率を出すと、一三・八人にもなる。日記残存率が四〇%と同じく低い宝永・正徳期一年間の計一〇人の自殺者も高いものといえ、月当たりすると〇・二〇人余という自殺率。

表5

身元別自殺統計

年齢別自殺統計

期 間	在 方		町 方		武 家		そ の 他		合 計		A/日記 残存月数	～29歳		30～49歳		50歳～		合 計		男女 心中 件数						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男		女	計	男	女	計	男	女	計							
元 禄 (1688～1703)	7	2	9	2		2	3	3	1	1	13	2	15	0.25		2	2	2	4	4	6	2	8			
宝 永・正 徳 (1704～1714)	1	2	3	3	2	5	2		2	0	6	4	10	0.20	1	2	3	2	2	1	1	4	2	6		
享 保 (1719～1735)	9	6	15	3		3	4	4	4	4	20	6	26	0.15	3	3	6	4	4	1	3	4	8	6	14	
元文～寛延 (1736～1750)	4	2	6	1	2	3	3	3	2	2	10	4	14	0.08	1	3	4	2	2		0	3	3	6		
宝 暦 (1751～1763)	3	1	4	2		2		0		0	5	1	6	0.04	2		2	0	0	0	2	0	2			
明和・安永 (1764～1780)	5	4	9	1	3	4	1	1	2	2	8	8	16	0.11		1	1		0		0	0	1	1		
天明・寛政 (1781～1800)	2	3	5	2	1	3	2	2	4	2	8	6	14	0.06	2	2	4	1	1	2		0	3	3	6	
享和・文化 (1801～1817)	6	9	15	4	8	12	1	1	2	3	14	18	32	0.17	4	9	13	5	2	7	2	2	11	11	22	
文 政 (1818～1829)	2	4	6	1		1	1	1	2		2	5	10	0.07		1	1	1	2	3	1	1	2	3	5	
天 保 (1830～1843)	2	2	4	4	4	8		0	4	2	6	10	18	0.10	4	5	9	3	3		2	2	7	7	14	
弘化～元治 (1844～1864)	9	2	11	4	1	5	1	1	5	1	6	18	23	0.09	3	2	5	3	3	2		2	8	2	10	
合 計	50	37	87	27	21	48	15	6	21	25	3	28	117	0.11	20	30	50	23	5	28	11	5	16	54	40	94
割合 (%)											64	36	100			53	30	17				100				
			47		26		11		15							38	75	43	13		19	13	100	100		

享保期以降は、大局的には漸減傾向を作っているといえよう。享和・文化期の三二人(月当たり〇・一七人)は少なくないが、人口の膨張を勘定に入れる必要がある。ちなみに、人口を四万二五〇〇人とした場合、人口一〇万人当たりの自殺率は五人にも届かない。

男女比を見てみる(表5)。総計的には、男性二一七人に対し女性六七人で、男性が女性の一・七五倍で、六三・五%を占める。宝暦期以降では、男性六八人に対し女性五一人で一・三三倍に過ぎず、差が大いに縮小。享和・文化期では女性が男性を上回るに至っている。その一因は、心中事件の多発にあると考えてよい。

自殺者の年齢が結構明記されているので、それを分析してみる(表5)と、総括的には若年齢者(二九歳以下)が五三%を占める。が、元禄期においては、五〇歳以上が八人中四人をも占めているのが目につく。一方でまた、高齢者の自殺も元文期から寛政期までは皆無という状況もある。最高齢者は八一歳で二例(男女各一例)。男性の例は一歳に満たない孫娘を道連れに堤に入水したというものの(文化期)。

自殺原因にまで筆が費やされているときがある。その中で最多が病苦である。元禄～正徳期だけでも六人(男性五人、女性一人)、享保期以降で九人(男性六人、女性三人)を数える。元禄から正徳期では、縁談の強要に耐えられず自死の道を選んだ者二人(男女各一人)、借銀・飢渴による者各一人、身売りに抗った者一人。

元禄五年三月二十六日の条に、弥地(夜市とも)村(周南市)の畔頭が、前年の冬に二人の子供を亡くした上に、この二月二十九日には妻までも失って、二人の娘を遺して自害したという記事が見える。借米等の不勝手はなかったと付記されている。

享保期以降については、自殺原因が余り穿鑿されていない。たとい穿鑿されても、心当たりがなく、「乱気」「乱心」

の一語で片付けられている場合が多く見受けられる。そんな中で、目を惹くのが不義密通を因とするものである。その数四例。うち二例が寛政期の発生、一つが、百姓と隣家の人妻との不義密通で、現場を見とがめられた人妻がその翌日縊死したというもの(寛政四年)。もう一つは、武家の人妻と武家の倅が、人妻宅で「変死」を遂げていたというもの。心中事件と見られる(同九年)⁽¹⁾。

このような男女の心中(「相對死」と記される)は、通年で一〇例を数えるが、いずれも寛政期以降のことである。不義密通の果てに心中の道を選んだと考えられる事例が他に二つ認められるし、一〇例の中には芸子や遊女が関わる事例が二例ある。

一家心中事件もある。享保十一年七月十四日、須万村で発生。戸主が妻子三人を殺害した上で、自らも命を絶とうとしたが未遂に終わったというもの。八歳の女兒と下女の二人が、その難から免れ得たとも記される。

自殺者の身元を集計してみた(表5)。通年では在方四七%、町方二六%、武家一%、そして旅人など不明を含むその他が一五%という割合になる。その他を外した場合は、在方五六%、町方三二%、武家三%。なお、宝暦三年時の人口構成は、在方五九%、町方二七%、武家一%である。

また、町方については、男女比が他とは異なり、男性二七人に対し女性二人で、男女差が大変僅少であることが分かる。さらに、町方の全体の割合は元禄から正徳期二九%、享保・寛政期二三%、享和期以降三九%と推移して、増加傾向が見て取れる。とりわけ、享和・文化期で四一%、天保期では五〇%をも占めるに至っている。

自殺の手段・方法が多く書き付けられている。それをまとめたものが表6である。縊首が四割を占め、入水・身投げと刃物使用がほぼ肩を並べる。鉄炮を使った事例が一つ(天保十二年)、また「首に干繩にて石ヲく、り付、水中

にしつ」んだ上に耳下には刀疵をもった乱心者の自殺もある(享保七年)。

行倒

当該日記で行倒の実態を考察した先行の業績がある。布引敏雄「防長非人考」⁽²⁾が、それである。享保十七年十一月から同十九年正月までの、いわゆる享保の大飢饉下に限定しての考察である。総計一四一人について、身元(身分)・年齢等について集計が行われ、非人五六人、流民七二人、身元不明者二人、そして五〇代以上五八人、二〇代以上三六人、二〇歳未満三一人、年齢不詳一五人というもの。

各年ごとの行倒者数については、既に表3で示している。享保十八年の一〇六名という数字が、何と云っても際だっている。同十七年を併せれば一四六名に達する。両年における行倒者月別の頂点は、十八年二月の二五名である。

年間の行倒者数が二〇名を越す年は、他に四年のみ。延享三年(一七四六)二四名、天明四年(一七八四)三七名、天保八年(一八三七)

表6 自殺の方法

期 間	入水・投身			縊 首			刃 物			不 明			その他			合計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
元 禄 期		2	2	5		5	3		3	4	1	5			0	15
宝永・正徳期	2	2	4	3	1	4	1		1		1	1			0	10
享 保 期			0	7	3	10	5	3	8	6	1	7	1		1	26
元文~寛延期		1	1	5	3	8	1		1	4		4			0	14
宝 暦 期	2	1	3	2		2	1		1			0			0	6
明和・安永期	2	3	5	5	3	8		1	1	1	1	2			0	16
天明・寛政期	2	3	5	2	2	4	1		1	3	1	4			0	14
享和・文化期	2	7	9	8	4	12	2	5	7	2	2	4			0	32
文 政 期		1	1	3	1	4			0	2	3	5			0	10
天 保 期		2	2	2	3	5	5	3	8	2		2	1		1	18
弘化~元治期	2	3	5	11	1	12	4	1	5	1		1			0	23
合 計	12	25	37	53	21	74	23	13	36	25	10	35	2		2	184

三一名、同十年二二名である。天明と天保は、飢饉下ということで説明がつく。天明四年三月二日の記事には、徳山城下の橋下に夫二五歳、妻二三歳、男児四歳の一家三人の行倒が書き付けられている。この月、この一家三人を含め計一一名の行倒が記録され、頂点をなしている。天保八年の頂点は四月で、同じく計一一名を数える。延享三年については、飢渴状態が慢性化していたと覚しく、飢人に對する救援も米では賄われず麦や稗で行われており、三月七日の記事には一九ヶ村の飢人に對し大麥一六石余と塩四石余が施されたことが見える。

行倒の記事も性別、見かけの年齢や身元のほか所持品まで書き留められている場合がある。その性別と年齢についてまとめたのが表7である。男女比は、通年で男性三對女性一の割合である。それは、享保期など飢饉下でも極端な差を作つてはいない。むしろ、元禄〜正徳期と享和・文化期が、男性が女性の一〇・五倍と一二・五倍という著しい差をなしていることが分かる。

年齢別では、通年で四〇、五〇歳代が一八二人で最も多く、不明分も含む全体で三割を占める(不明分を除くと約三八%)。次いで六〇歳代が一〇五人(一七%)、一九歳以下一〇三人(一七%)、二〇、三〇歳代八七人(一四%)。性別を見ると、男性では四〇歳以上の加齢者層が半分余りを占めているのに対し、女性では三九歳以下が四一%を占め、四〇歳以上が三六%にとどまるという違いを見せている。

身元別に集計したのが表8。時代によって言葉の使い方に微妙に差があるようで、どれだけ正確に使い分けられていたのか、判然としない節がある。そのため、筆者の判断で区別することだけは避けた。ただし、旅僧の中には「十六部」の廻国僧を含んでいる。「非人」あるいは「非人体」と記される者が全体のおよそ三分の一を占める。が、それも時代とともに減少していることが明らかである。なお、「非人」の割合が六割も占めている元禄期においては、

表7 行倒の性別・年齢状況

期 間	0~19歳		20~39歳		40~59歳		60歳~		不明		合 計		日記残 存月数 A/B										
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	不明 計	不明 計											
元 禄(1688~1703)				1	1	8	1	9	2	2	3	13	2	15	60	0.25							
宝永・正徳(1704~1714)	2		2		0		0	4	4	2		2	8		51	0.16							
享 保(1719~1735)	26	10	36	17	6	23	47	13	60	28	2	30	20	10	2	32	138	41	2	181	189	0.96	
元文~寛延(1736~1750)	8	3	11	1	2	3	17	10	27	12	4	16	7	4		11	45	23		68	168	0.40	
宝 暦(1751~1763)	4	2	6	1	2	3	7	2	9	3	1	4	3	2		5	18	9		27	143	0.19	
明和・安永(1764~1780)	2	1	3	4	1	5	4	2	6	4	2	6	10	2	3	15	24	8	3	35	142	0.25	
天明・寛政(1781~1800)	13	5	18	9	8	17	14	4	18	14	1	15	11	9	1	21	61	27	1	89	235	0.38	
享和・文化(1801~1817)	1		1	3		3	6	1	7	7	1	8	8			8	25	2		27	188	0.14	
文 政(1818~1829)	1		1	3	1	4	5	1	6	4	4	4	4	2	1	7	17	4	1	22	143	0.15	
天 保(1830~1843)	15	6	21	13	3	16	20	1	21	9	9	14	1	3	18	71	11	3	3	85	174	0.49	
弘化~元治(1844~1864)	1	3	4	7	5	12	13	6	19	6	1	7	9	2	1	12	36	17	1	54	256	0.21	
合 計	73	30	103	58	29	87	141	41	182	93	12	105	91	32	11	134	456	144	11	611	1,749	0.35	
割 合 (%)	17		14		30		17		22		100		100		100								
	16	21	13	20		31	28		20	8		20	22			100	100						

表8 行倒の身元

期 間	非人	坊主 非人	禪門	山伏	道心者	旅僧	坊主 比丘尼	乞食 坊主	乞食	巡礼 (旅人)	無宿	その他	計
元 禄 (1688~1703)	9	1	2	1					2				15
宝永・正徳 (1704~1714)	4		1		1							2	8
享 保 (1719~1735)	73		4		2	6	2		4	9		81	181
元文・寛延 (1736~1750)	49	2	3		1	2	5		2	1		3	68
宝 暦 (1751~1763)	16				1		1		1	2		6	27
明和・安永 (1764~1780)	6			1	4	1	3		5	3	浪人 1	11	35
天明・寛政 (1781~1800)	21	1	2		1	2	5	1	19	9		28	89
享和・文化 (1801~1817)	4		1				5	5	1	6		5	27
文 政 (1818~1829)	2					2	5	3	1	7		2	22
天 保 (1830~1843)	13	1			1		3	2	13	1	13	22	85
弘化~元治 (1844~1864)	2					1	1	無宿坊主 2 5 5	13	1	10	11	54
計	199	5	13	2	11	14	30	25	78	39	24	171	611

領内に非人が多く存在したようで、元禄五年七月や同八年四・五月には非人払いが行われた事実がある。次いで多いのが「乞食」で約一三%を占めるが、さらに「乞食坊主」「無宿坊主」を加えると約一七%になる。これらは、「非人」とは好対照に年々増加していることが分かる。

また、廻国僧や巡(順)礼者などの旅人が結構目にとまる。事実、病死として扱うべきか、筆者を大いに悩ます事例が数多くあったことを申し述べておきたい。そこで、()では病死などと記されたものは除外することを心がけた。それでも八%余りを占める。享保十八年の大飢饉下、六・七月で計五名の当国(周防国)三十三観音参りなどの巡礼者が行倒れている。天明期以降は、「日本國中順礼」「諸国大社参詣」や「四国西国秩父坂東順拜」などと記される者の死が目につくようになり、その数は手に余るほどである。それにしても、死をも顧みぬ篤い信仰の旅路と映ってしまふのだが……。

なお、天保期からは俄に「無宿」という表記が出てきて、単に「無宿」と表記されるものだけでも約一七%を占め、「無宿乞食」「無宿坊主」の表記も加えると三分の一を越えてしまう。また、仏門関係者も少くない。「坊主」「比丘尼」では五%の占有率だが、「禪門」「旅僧」「道心者」「山伏」を加えると一一%になる。真の仏門者ではないのである。「乞食坊主」「無宿坊主」だけでも四%の割合である。

十八世紀半ばぐらいから行倒人の所持品が折々書き留められていることがある。着衣も記述される場合がある。行倒に所持品は不似合いに映るのだが、例えば天保十一年正月九日の条に、三四、五歳の無宿人の所持品が米五合、餅十、塩鯛三、琉球芋四、四国順拝納経一冊、大師絵幡などと記されている。四国八十八カ所霊場巡りからの帰りの巡礼者と映るが、食糧を抱えての斃には、どのような物語を描けばいいのだろう……。

このように、行倒がどういう経過を辿って発生するに至ったのか、十分吟味する必要があるが、それには限界がある。そして、行倒が突如発生したわけでもないことが、行間から読み取れる場合もある。介抱と給仕を得ながらの死もあった。無論、飢饉・凶作下ではあり得ない話ではあるが……。

行倒の記事を拾い集める作業の中で、筆者の目にとまったものがある。天明三年(一七八三)を嚆矢として、富海村(防府市)の往還、つまり山陽道の道端で七月の一ヶ月に限り行われた往来者への茶の接待である。同村東西両端の二つの組が行っている。

これより早く同元年には、福川村(周南市)でも同じく山陽道において同じ七月に茶接待が始まっている。また、少し遅れて寛政九年(一七九七)には、徳山城下の江田丁西端の地藏尊前でも同じ月に接待が行われ、ここでは日除けまで設けられたとの記述がある。

管見によると、富海村の場合は文政三年(一八二〇)

まで、江田丁の場合は同四年まで行われ続けたことが確かめられる。どのような経緯で始まり、そして止んだのか、日記には記述が見あたらない。

欠落

天和二年(一六八二)正月十三日の「江戸御奉書控」(徳山毛利家文庫・奉書録)に、去秋の検見今損高が二五七〇石余で、かつ未進高が一〇〇石余にも達し、家中への浮米等にも支障が生じているとした文面の後に、山間部の四熊村(周南市)で、年末の二十四日、六〇石余の未進を抱えた百姓二十七人が妻子を伴い逃散を働くにいたった旨のことが書き付けられている。

本藩(萩藩)でも、天和二・三年の「御留守居所日記」(毛利家文庫・日記)を読むと集団逃散の事例が散見されるが、当該日記の中には、このような集団逃散の記事にはお目にかからなかった。単独実行に限られることになるが、一家あげての欠落は、計四〇二件中八五件を数え、約二割を占める。うち在方での発生が七割を占めるに及んでいる(表9)。なお、武家や寺社関係者の欠落は、いずれも単独実行ばかりである。

表10は、身元別に分けてみたものである。ただし、ごく若干ではあるものの「行方不明」などと記述されているが、前後の文面から推して欠落と判断されるものも含んでいる。これを窺うに、在方の欠落が通年でおよそ半ばを占めていることになる。が、元禄から享保にかけて三分の二を占めていたものが、それ以降は半ばを割り続けている。なお、在方でも紙生産地の須万村(周南市)の欠落者が目立って多く、三分の一以上を占める。須万村は前述のように一揆

表9 一家欠落の件数

期 間	在 方	町 方	その他	計		B/A
				B	A	
元 禄(1688~1703)	3 (17)	2 (7)	(1)	5 (25)		0.20
宝永・正徳(1704~1714)	1 (8)	1 (4)	(1)	2 (13)		0.15
享 保(1719~1735)	10 (25)	(3)	(8)	10 (36)		0.28
元文~寛延(1736~1750)	12 (22)	4 (13)	(11)	16 (46)		0.35
宝 暦(1751~1763)	5 (13)	1 (6)	(12)	6 (31)		0.19
明和・安永(1764~1780)	5 (20)	3 (10)	1 (16)	9 (46)		0.20
天明・寛政(1781~1800)	6 (31)	3 (19)	(23)	9 (73)		0.12
享和・文化(1801~1817)	8 (18)	2 (6)	(19)	10 (43)		0.23
文 政(1818~1829)	2 (5)	(3)	(7)	2 (15)		0.13
天 保(1830~1843)	5 (16)	7 (10)	1 (11)	13 (37)		0.35
弘化~元治(1844~1864)	2 (18)	(7)	1 (12)	3 (37)		0.08
計	59 (193)	23 (88)	3 (121)	85 (402)		0.21

【注】括弧は欠落の全件数

表10 欠落者の身元

[注] 括弧は江戸での欠落者, ※は大坂での欠落者各1人を含む

期 間	在方	町方	武家	寺社	その他	不明	計 A	日記残 存月数B	A/B	在方の中 須万村	武家の中 荒仕子	武家の中 荒仕子 於江戸
元 禄 (1688~1703)	17	7				1 (4)	25	60	0.417	7		
宝永・正徳 (1704~1714)	8	4		1			13	51	0.255	1		
享 保 (1719~1735)	25	3	8 (3)				36	189	0.190	15		2
元文~寛延 (1736~1750)	22	13	9 (3)	2			46	168	0.274	10	3	3
宝 暦 (1751~1763)	13	6	10 (3)	2			31	143	0.217	4		2
明和・安永 (1764~1780)	20	10	13 (5)	2	1		46	142	0.323	5	3	6
天明・寛政 (1781~1800)	31	19	17 (14)	3	3		73	235	0.311	4	10	14
享和・文化 (1801~1817)	18	6	16 (8)		3		43	188	0.229	4	12	14
文 政 (1818~1829)	5	3	5 (※3)		2		15	143	0.105	3	2	2
天 保 (1830~1843)	16	10	11 (※9)				37	174	0.213	13	11	9
弘化~元治 (1844~1864)	18	7	10 (6)		1	1	37	256	0.145	2	9	6
計	193	88	99 (54)	10	10	2	402	1,749	0.230	68	50	58

の発生も多かったところでもある(表2参照)。

一方、元禄から正徳にかけて皆無であった武家の欠落が、享保期以降は常に二割を占有するに至っていることに留意したい。

試みに、身元ごとの人口がつかめる宝暦三年を例に、宝暦期十三年間における欠落発生割合を出してみる。一万
人当たり、在方五・七件、町方五・八件、武家二五・二件、寺社二〇・四件となる。町在に対し武家及び寺社家の欠
落率が大変高い。武家については、「荒仕子」と称される諸雑役に従事した最下層の、本来町在の出身でもある者た
ちの欠落が非常に多いことによる。しかも、江戸での欠落がとみに目立ち、その数は過半までに及んでいる。ちなみ
に、荒仕子の数が当該史料に一度だけ顔を出しているので紹介すると、延享元年(一七四四)のこと、一二〇人であ
る。なお、彼らの年齢は二〇歳前後である。

役職者の欠落も散見される。庄屋三例と畔頭四例。庄屋の事例は、享保五年二月二十一日、宝暦三年三月二十五日、
そして安永七年閏七月五日の各条に書き留められている。宝暦三年の場合、未進米二四石余、未進銀五〇目余と私借
を抱えての出走であり、また安永七年の場合は、「勤方不行届不作廻」として罷免の処断を蒙りつてからの逃避行で
ある。畔頭の欠落は、元禄三年・寛延二年・天明二年・文政五年に見られる。

それから、十八世紀に限定的に見られる寺任職や神社神官の欠落についてみてみる。内訳は、住職七例、神官三例。
欠落の理由は書かれていないが、僅かに承知されるところでは、盗品を売り捌くためだったり、隠居願いを慰留され
たためだったり。宝暦十一年五月十三日の条には、下上・夜市(ともに周南市)両村の八幡宮神職が、先年(少なく
とも五年前)来欠落して不在だったが、漸く今度後任を定めた旨のことが記されている。

欠落理由が記述されている一〇一の例を、上納未進、内証逼迫などの不勝手、不行跡などに分けて集計したのが表11である。時代とともに未進の例が目立って少なくなっているが、十八世紀の当該日記が、欠落理由に余り筆を割いていないことにもよる。

異色な例を二、三紹介する。正徳三年五月二十四日の条に、遠石町の男女各二名が、去る十八日に領外の船で出奔した旨のことが記されているが、その理由が密通だという。

文化三年十二月二十五日の条、来卷村（下松市）二十代半ばの百姓が、去る十九日に欠落に及んだというのだが、その人物の来歴がつぎのように記されている。十二、三歳のとき、伊勢への抜け参りを働き、そのまま十年、明石（兵庫県）に滞留していたところ、一昨年帰国、「至極貞実、地下役人賞美候之人柄」とされていたのだが、位牌や少々の銭銀などを持ち去ってしまったと。また、毎年八、九月に催された遠石八幡宮祭市で行わ

表11 欠落の理由

期 間	未 進	不勝手	不祥事	計
元 禄 (1688~1703)	2	2	1	5
宝永・正徳 (1704~1714)		1	5	6
享 保 (1719~1735)	13	5	1	19
元文~寛延 (1736~1750)	5	5	6	16
宝 暦 (1751~1763)	6	2	2	10
明和・安永 (1764~1780)	4	2	6	12
天明・寛政 (1781~1800)	6	1	3	10
享和・文化 (1801~1817)	1	1	2	4
文 政 (1818~1829)		3	1	4
天 保 (1830~1843)		5	3	8
弘化~元治 (1844~1864)	1	1	5	7
計	38	28	35	101

れた芝居興行の役者三人連れの欠落（安永元年九月六日の条）や旅茶屋の店主の欠落（文化元年九月二日の条）、それに芸者・遊女の欠落（寛政三年九月三日の条など）が目に入る。村医者 of 欠落もある（安永二年四月十四日の条）。

終わりに

拙稿を閉じるに当たって、なかなか総括する言葉を見出しきらないというのが正直なところである。久しく書き継がれ、約一七〇年間分が幸いにして遺存した周防徳山藩「御蔵本日記」の中の限られた社会的象・事項を抽出し、拾い集めて統計的作業を試みたものである。藩が、書き手が、統計を取るために書き継いだものではないことは、紛れもない事実であろう。さらに、同じ表題を持つものではあるが、徹底した一貫性を備えた記述内容でもないし、欠落もあり、書き落としても明らかに認められる。

これらを考えるとき、この試みは無謀のことにように映ってしまうのだが、日記史料の強みは時代や時間の流れ・変遷を把握し得ることであろうと考える。これに立脚して、社会情勢Ⅱ世相をよく照射し、よく書き継がれていると認められる事項について、統計作業を試んだ。経済統計に比し、社会的統計の作業は明らかに少ない。

徳山毛利家文庫は、まだ整理未完の大藩政史料群である。当該日記を補填・補完する史料がまだまだ眠っている。この試みも、何れ補われぬとされるときが来るであろう。

註

- (1) 山口県文書館は、『徳山毛利家文庫仮目録 I-V』(平成元~五年)を刊行し、一般の閲覧に供している。簿冊文書を中心にその数は数万点に及ぶが、それはまだ全体の一部にしかならない。
- (2) 徳山毛利家文庫に「刑訟」という分類項目があり、その中に「刑記」と名付けられた享保四年から延享五年まで三〇年間を取り扱った簿冊には、延享二年に二件の殺人事件が記述されている。また、「宝曆式申年埀市町喜左衛門一件」という簿冊は、口論の果ての殺人事件の経緯を綴っている。管見の限り、殺人事件の記載はこれにとどまる。
- (3) この姑殺人・逃亡事件については、他に例がないほど筆が割かれている。寛保四年(延享元年)二月十九日の記事に、徳山吉屋町の犯人が領内村々引き回しの上、惣門番所前での晒しという判決が下されたこと、同二十五日の記事には翌日磔刑に処す旨が詳細に綴られ、さらに二十六~二十九日にかけては事件関係者十二名の追放・入牢などの処罰が微細に書かれている。事件そのものは前年に発生、二人の子持ちの犯人が妻子持ちの町人と不義に及んで、これが嫁ぎ先の姑に知られるところとなり、奉公人を誘って殺害、町内預けのこ

- ろを川崎(周南市)まで逃亡し百姓家に身を隠したというもの。不義相手一家、隠匿した犯人の実家、逃亡を許してしまつた者に対して厳然たる処罰が行われているし、共謀の奉公人も犯人と同じく磔刑に処されている。
- (4) 元禄期の殺人事件については、拙稿「元禄期の徳山藩―『御蔵本日記』を読む―」(平成元年十月 山口県地方史研究第六二二号)で触れているので参照されたい。
- (5) 三宅紹宣・佐藤省吾「山口県百姓一揆総合年表」(平成六年三月 山口県史研究第二・三三号)
- (6) 天明七年六月の下松新町で発生した打毀事件については、拙稿「天明七年下松町少年打毀事件」(平成十年三月 山口県史研究第六号)がある。
- (7) 金子能宏「日本人の自殺―その傾向と抑止策―」(ブリタニカ国際年鑑2006)によると、年間自殺者が三万人を越える二〇〇〇年前後の自殺率は、二五人(男性は三三人余)である。
- (8) ちなみに、前掲「日本人の自殺―その傾向と抑止策―」によると、二〇〇三年の自殺者(総数三万四四二七人)の男女比は、男性が全体の七二・五%を占めている。
- (9) ちなみに、二〇〇一年の年代別では、六〇歳以上が一万八

- 九一人で最多、三五・一%を占める。五〇歳代二五・四%、一九歳以下は一・九%。
- (10) 前掲「日本人の自殺―その傾向と抑止策―」によると、二〇〇四年の遺書のある自殺者一万四四三人についての内訳では、健康問題三九・一%、経済生活問題三三・九%、家族問題九%、勤務問題六%という。
- (11) 本件については、徳山毛利家文庫・刑訟に「水津丹治妻大和多和甚右衛門倅用藏変死一件」というまとまった簿冊が残っている。
- (12) 昭和四十二年十一月 山口県地方史研究第二二二号。
- (13) 天明元年以降の旅行者の病死、病氣介抱、そして病人の出身地(故郷)への送り出し、搬送途中での徳山領内での死者について、とりまとしてみたのが下表である。計八四年間で二二三人の事例を数え、年間に直すと平均二・七七人となり、死者だけでも年平均一・九二人になる。これらのうち、巡礼(諸寺社参詣者)の数は計二二一人にも及び、全体の過半を占める。
- (14) 拙稿「走り盗みと差火、鶴と鯨―天和二・三年御留守居所日記を読む―」(平成六年三月 山口県文書館研究紀要第二二二号)。

病氣旅行者の措置状況等

期 間	送出し	介抱	送り途中死	死	計	左のうち 巡礼・参詣
天明・寛政 (1781~1800)	10	5		17	32	12
享和・文化 (1801~1817)	9	1	12	11	33	20
文 政 (1818~1829)	5	1	2	12	20	12
天 保 (1830~1843)	15	11	16	44	86	41
弘化~元治 (1844~1864)	12	3	27	20	62	36
計	51	21	57	104	233	121